

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 建設業者の更新登録
- 変更登録
- 登録まつ消
- 土地改良事業の認可申請
- 土地改良事業計画の変更について
- 市町村營土地改良事業の決定について
- 気高郡の計量器定期検査
- 国民健康保険法に基づく条例制定認可
- 条例変更認可
- 条例制定認可
- 種鶏移入禁止区域の指定
- 国民健康保険法に基づく条例変更認可
- 健康保険法等に基づく完全看護の実施承認
- 農作物風水害応急対策費補助金交付規程の一部改正

◇雜報

健康保険法等に基づく完全給食の実施承認
 地方公務員法に基づく事務委託の消滅
 鳥取県乳牛導入実施要綱
 食糧事務所出張所所在地の変更

告示

鳥取県告示第九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(は)第一号	昭和二十八年九月十五日	富士工務所	鳥取市大工町頭一八	林 信之
〃 〃 第六四号	〃 〃 十月十九日	田路組	米子市朝日町二区四七	田路 朝一
〃 〃 第五五号	〃 〃 十一月二日	境港電業株式会社	西伯郡境町松ヶ枝町二七	榎野 馨
〃 〃 第三二号	〃 〃 十一月二十二日	沢田組	日野郡日野上村矢戸	沢田 千松
〃 〃 第六一号	〃 〃 十二月十一日	平賀建設株式会社	鳥取市瓦町二四四	平賀 傳一
〃 〃 第一二六号	〃 〃 十二月十六日	株式会社中国水道工業所	〃 〃 東品治町二三五	鈴木 龜雄
〃 〃 第一二八号	〃 〃 十二月二十一日	株式会社河津工務店	米子市道笑町二丁目一三九	河津 乙松
〃 〃 第六三三号	〃 〃 十二月二十二日	竹内組	八頭郡丹比村南三五一	竹内 実藏
〃 〃 第六五号	昭和二十九年一月十一日	協和工業株式会社	米子市万能町七九	角 徳治
〃 〃 第一三四号	〃 〃 一月二十三日	田中組	岩美郡小田村大字高住一八一	田中 繁市
〃 〃 第一三五号	〃 〃 〃	宮本建設有限公司	日野郡根雨町	宮本 嘉市

鳥取県告示第九十八号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十九年二月二十四日変更登録した。

昭和二十九年三月十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(は)第一八二号	昭和二十七年八月一日	田村組	新鳥取市北本寺町 〃 〃 西品治町六六四	田村 義正

鳥取県告示第九十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録

をまつ、消した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
鳥取県知事登録(ろ)第七六号	昭和二十七年二月十四日	成和建设有限公司	米子市茶町五三	渡辺 安弘	昭和二十九年二月十三日

鳥取県告示第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第一項の規定により、東伯郡大誠村大字穂波代表者宮地次郎から数人が共同して行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び規約につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 規約の写

二 縦覧期間

昭和二十九年三月十七日から同年四月五日まで

三 縦覧の場所 東伯郡大誠村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、羽合土地改良区及び日吉津村海川土地改良区から土地改良事業計画を変更するため認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業変更計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年三月十七日から同年四月五日まで

三 縦覧の場所 東伯郡羽合町役場

西伯郡日吉津村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、別表のとおり、市町村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和二十九年三月十七日から同年四月五日まで

三 縦覧の場所 別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別 表

土地改良事業を行う市町村の名称	縦覧の場所
鳥取市	鳥取市役所
西伯郡宇田川村	西伯郡宇田川村役場

鳥取県告示第百三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百零条の規定により気高郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査期日	検査区域	検査場所
三月二十二日	気高郡勝谷村	勝谷小学校
二十三日	逢坂村	逢坂小学校
二十四日	浜村町	浜村町役場
二十五日	青谷町（前の青谷町の区域）	青谷町公民館
二十六日	（前の中郷村の区域）	中郷小学校
二十七日	（前の勝部村の区域）	勝部小学校
二十九日	（前の日置谷村の区域）	日置谷小学校
三十日	日置村	日置小学校

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

鳥取県告示第百四号

国民健康保険を行う倉吉市に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例制定の認可があつた。

昭和二十九年三月十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
一 国民健康保険を行う市 倉吉市
一 認可年月日 昭和二十八年十月一日

鳥取県告示第百五号

国民健康保険を行つてゐる次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる町

東伯郡東郷町 昭和二十九年一月二十九日
" 中北条村 " 一月二十八日

鳥取県告示第百六号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和

十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う村 日野郡八郷村
一 認可年月日 昭和二十九年一月一日

鳥取県告示第百七号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定の認可があつた。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う町

日野郡江府町 昭和二十八年八月十日
東伯郡三朝町 " 十一月一日

鳥取県告示第百八号
ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域 山口県

鳥取県告示第百九号

国民健康保険を行つてゐる法勝寺村外四ヶ村一部事務組合に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例変更を認可した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる村

西伯郡法勝寺村外四ヶ村一部事務組合
一 認可年月日 昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県告示第百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全看護の実施を次のとおり承認した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対象	承認年月日	承認番号
県立中央病院	鳥取市吉方	施設全部	昭和二十九年二月一日	看第一号
鳥取赤十字病院	" 西町	"	"	" 第二号
市立鳥取市民病院	" 古市	"	"	" 第三号
厚生病院	倉吉市越殿町	"	"	" 第五号

鳥取県告示第百十一号

農作物風水害応急対策費補助金交付規程（昭和二十八年十月鳥取県告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年三月十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二条第一項に次の一号を加える。

九 陸稻等種子購入に要する経費

第三条中「前条第三号、第五号及び第六号の経費に係る肥料購入費及び種子購入費に対する補助金については、」を「前条第三号、第五号（肥料購入費に限る。）、第六号及び第九号の経費に係る普通栽培地の肥料購入費及び種子購入費に対する補助金については、」に改める。

別表中

「苗代再仕立費補助金 種子購入費 九分の五以内

肥料購入費 九分の五以内

農薬購入費 二分の一以内」を

「苗代再仕立費補助金 設置費 町当り普通栽培地委託

苗代八七、八三五円以内」に、

「果樹樹勢回復用肥料 肥料購入費 九分の五以内

等補助金代金

農薬購入費 二分の一以内」を

「果樹樹勢回復用肥料 肥料購入費 開拓地三分の二以内
料代金等補助金

普通栽培地 九分の五以内

農薬購入費 二分の一以内」に、

「そ、茶種子代金補助金 種子購入費 九分の五以内」を

「そ、茶種子代金補助金 種子購入費 開拓地三分の二以内

普通栽培地九分の五以内」

に改め、防除機具購入費補助金 機具購入費の次に次のように加える。

陸稻等種子購 種子購入費 開拓地一〇分の一〇以内
入費補助金 普通栽培地九分の五以内

別記様式第二号を次のように改める。

第二号

水稻苗輸送及び苗代再仕立事業計画書（事業成績書）

一 北九州災害以降における水稻被害の概要

（七月上旬豪雨）

(1) 被害の状況

(2) 被害面積

区	昭和二十八年作付面積		被害時の作付済本田及び残存苗代面積		被害面積		被害により本田は植替を要するもの苗代は苗不足を來す收穫皆無換算面積		分	七月月上旬	合計
	本田	苗代	本田	苗代	本田	苗代	本田	苗代			
	苗代の本 田換算	本田と本 田換算の 計	苗代	本田	苗代	本田	苗代	本田			
二 水稻被害に対する稲苗輸送及び苗代再仕立対策計画 (実績)									対象本田 面積		備考
合 計											

「註」 対象本田面積の合計は、一の(2)の表の收穫皆無換算の本田対象被害面積の合計と一致させること。

三 稲苗輸送及び苗代再仕立の実施方針並びに指導計画の概要(実績)
四 稲苗輸送及び苗代再仕立計画(実績)

(1) 稲苗輸送計画

苗を供給した市町村名(A)	苗輸送を受けた市町村名(B)	距離	面積	積面	積象	積面	積苗	積束	積載	積量	積台	積数	積単価	積経費	積金額	積総額	備考
		キロメートル															

(2) 苗代再仕立計画

設置市町村名	水田面積	委託苗代設置面積	播種期	坪播種量	所要種子量	反苗代坪数	主要品種名

「註」 委託苗代実施要領を附すること。

五 経費負担区分表

事業名	事業量	単価	総事業費	事業経費負担区分	備考
稲苗輸送費	トラック	一台当り	円	県補助金 市町村費 団体負担 個人負担	
苗代再仕立費					
委託苗代					
種子代	石反当	一升当り	円		
肥料代	石反	斗播反当り	円		
種子消毒代	薬剤				
管理労賃	秘石当り				
減收補償費					
合計					

別記様式第二号の二を次のように改める。

第二号の二 稲苗輸送事業及び苗代再仕立事業収支予算書(収支決算書)

収入の部

種 類	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
果 補 助 金	円	円	円	
稲苗輸送費補助金				
苗代再仕立費補助金				
市 町 村 費				
合 計				

支 出 の 部

種 類	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
稲苗輸送費補助金	円	円	円	トラック一台当 台分 円
苗代再仕立費補助金				
委託苗代				
種子代				種子石当 石分 円
肥料代				肥料代反当 反分 円
種子消毒代				薬剤費石当り 石分 円
管理労賃				

合 計	減收補償費

市町村予算科目

(款)

(項)

(目)

別記様式に次の二号を加える。

第七号

陸稻等代作種子購入事業計画書(事業成績書)

- 一 事業の目的及び代作事業指導督励方針
- 二 陸稻等代作付計画(実績)

区 分	作物名		作付面積		被害面積		代作用陸稻 等作付面積		反播種量 当	種所要量 子	單価 円	金額 円	同上中 果補助額 円
	水田	畑	計	反	水田	畑	計	水田					
普通栽培地 開拓地	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	円	円	円
	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	円	円	円

三 事業経費負担区分表

第七号の二

陸稻等代作事業收支予算書(收支決算書)
収入の部

事業名	面積	反当経費	総事業費		事業経費負担区分		備考
			県補助金	市町村費	団体負担	個人負担	
普通栽培地	町	円		円	円	円	
陸稻等代作費							
開拓地							
陸稻等代作費							
計							

支出の部

種類	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	備考
普通栽培地				
陸稻等種子購入費補助金				
開拓地				
陸稻等種子購入費補助金				
計				

市町村予算科目

(款)

(項)

(目)

附則

この規程は、公布の日から施行する。但し、昭和二十八年六月二十四日以前の風水害に係る補助金交付については、なお従前の例による。

鳥取県告示第百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対象	承認年月日	承認番号
脇田医院	米子市中町	施設全部	昭和二十九年二月一日	第十七号

鳥取県告示第百十三号

次の二部事務組合と鳥取県との間の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基く公平委員会の事務委託（昭和二十八年十月鳥取県告示第四百五十二号）は当該町村の廃置分合により消滅した。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

赤碓町外三ヶ村中学校組合（昭和二十九年一月一日）

八橋町浦安町中学校組合（昭和二十九年二月一日）
下郷村外二ヶ村中学校組合（同）

鳥取県告示第百十四号

鳥取県乳牛導入実施要綱を次のように定める。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県乳牛導入実施要綱

（総則）

第一 乳牛導入については有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号以下「法」という）による外この要綱の定めるところによる。

（資金のあつ、旋及び果費補助）

第二 県はこの要綱に基いて乳牛を導入する場合これに必要な資金の融資をあつ、旋するとともに予算の範囲内においてその資金につき年次別に計算した利子相当額の全部又は一部を補助するものとする。

第三 乳牛一頭当りの融資額並びに利子補助額は法第五

条に定める額の範囲内とし融資の総額は毎年度知事が定める。

（乳牛導入基準）

第四 乳牛の導入基準は法に定める有畜農家創設基準による。但し基準に充たない地域であつても知事が特に酪農振興地帯とした地域に対しては導入することができる。

（導入資金の調達）

第五 この要綱により乳牛の導入を行うことができるものは原則として農業協同組合とする。

2 乳牛導入を行おうとする農業協同組合は乳牛導入資金の調達にあつては、知事の認証を得て鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「連合会」という）に融資の申請をするものとする。

3 農業協同組合が自己資金をもつてこの要綱による導入を行う場合は知事の認証を受けるものとする。この場合県はこの組合を連合会に準じて取り扱うものとする。

（導入資金の借受期間）

第六 融資を受けた組合（以下「組合」という。）の導入資金借受期間は次のとおりとする。
償還期間四年（うちすえ置期間一年）

（導入事業）

第七 乳牛の導入事業は次の方法によるものとする。

（一）組合は乳牛購買代金の支払については原則として連合会を通じて行うものとする。

（二）組合は導入した乳牛を組合と連合会との融資条件に準じ一定条件を附して組合員に月賦又は年賦償還の方法で売却するものとする。

（三）組合は乳牛の導入を完了したときはすみやかに知事に報告するものとする。

（補助金の返還）

第八 組合が次の各号の一に該当するときは、知事は補助金の全部又はその一部の返還を命ずることがある。

- 一 この要綱の規定に違反したとき
- 二 事業の実施方法が不相当と認められるとき

